

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲) (1) (後面)
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用

平成25年7月9日

あて先 〒310-8511 水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働局

労働保険番号 08101041112

事業種区分 771 特08

算定期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

労働保険料 29,076円

労災保険料 29,076円

雇用保険料 7,269円

高年齢労働者分 4.00

一般拠出金 4,345円

算定期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

労働保険料 35,040円

労災保険料 35,040円

雇用保険料 8,760円

高年齢労働者分 4.00

中間支払額 24,731円

不足額 4,345円

増加概算保険料額 39,385円

追加概算保険料額 39,385円

事業又は作業の種類 特08 (指定農業機械従事者)

事業所 水戸市北見町1-11

事業名称 特別加入組合

代表 〇〇

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

収付番号 30840

収付金額 39,385円

労働保険番号 08101041112

平成25年7月9日

特別加入組合

様式第6号 (乙)

平成24年度確定 保険料申告書内訳
平成25年度概算 保険料申告書内訳
(第2種特別加入保険料)

1枚のうち 1枚目

① 労働 保険 番号	② 事業 (団体) の名称	③ 業種 番号	④ 特別加 入者数	平成24年度確定保険料			平成25年度概算保険料		
				⑤ 保険料算定 基礎額総計	⑥ 平成 24年度第2種 特別加入 保険料率 (1000分の)	⑦ 第2種特別 加入保険料 (⑤×⑥)	⑧ 保険料算定 基礎額総計	⑨ 平成 25年度第2種 特別加入 保険料率 (1000分の)	⑩ 第2種特別 加入保険料 (⑧×⑨)
08101	〇〇 特別加入組合	01	4	7,269	4.0	29,076	8,760	4.0	35,040
合 計				7,269		29,076	8,760		35,040

別紙様式第1号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

平成24年度分

1枚のうち 1枚目

整理 番号	特別加入者 氏名	給付基礎 額	当該保険料算定期間 における特別加入期間	特 例 に よ る 理 由	加入 月数	1月分の保険 料算定基礎額	
						円	円
3	〇〇 △郎	5,000	24年4月1日 ~24年6月30日	② 脱退、自動消滅等	3	152,084	456,252
5	□△ ○治	8,000	24年12月10日 ~25年3月31日	① 加入 ② 脱退、自動消滅等	4	243,334	973,336
計		2人					1,429,588円

上記のとおり報告します。

平成25年7月9日

茨城労働局労働保険特別会計成人徴収官 殿

(郵便番号 310-0061)
電話(029)-(224) ××××番

住所 水戸市北見町1-11

〇〇特別加入組合
代表 〇〇 □□
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

事業主

「一般拠出金」は、
特別加入者のみの申告・納付は対象外
となります。

記載例

平成24年度確定：保険料算定基礎額

(一年間加入者)

- 整理番号 1. 山さん 5,000 1,825,000円
- 整理番号 2. 川さん 6,000 2,190,000円
- 整理番号 4. さん 5,000 1,825,000円
- A・・計 5,840,000円

(年度中途脱退、加入者)

- ・・月割早見表を参照して下さい
- 整理番号 3. さん 5,000 456,252円 (3ヶ月加入)
- 整理番号 5. さん 8,000 973,336円 (4ヶ月加入)
- B・・計 1,429,588円

●算定基礎額総計 A+B = 7,269,588円

平成25年度概算：保険料算定基礎額

- 整理番号 1. 山さん 5,000 1,825,000円
- 整理番号 2. 川さん 6,000 2,190,000円
- 整理番号 4. さん 5,000 1,825,000円
- 整理番号 5. さん 8,000 2,920,000円
- 算定基礎額総計 8,760,000円

特別加入者名簿 (申告内訳)

各団体により任意に名簿作成又は、申請書の別紙を
ご利用ください。

特別加入者名簿 (申告内訳)

労働保険番号		名称 〇〇 特別加入組合			
08101041112					
整理番号	氏名	平成24年度 給付基礎日額	区分	平成25年度 給付基礎日額	備考
1	〇山 □男	5,000	継 退 変 新	5,000	
2	□川 ○彦	6,000	継 退 変 新	6,000	
3	〇〇 △郎	5,000	継 退 変 新		24.6.30 脱退
4	△△ ○樹	5,000	継 退 変 新	5,000	
5	□△ ○治	8,000	継 退 変 新	8,000	24.12.10 加入

平成25年度

労働保険年度更新のしおり

特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎 日額	保険料算 定基礎額	特例の 1/12の額	加入期間別の保険料算定基礎額									
			2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

第二種特別加入保険料率表

種類の番号	事業又は作業の種類	保険料率(24、25年度)
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の14
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の19
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の13
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業(船員法第1条に規定する船員が行う事業)	1000分の50
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)	1000分の4
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の4
特 10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の15
特 11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の8
特 12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の16
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の3
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業(事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の4
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の9
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の5
特 18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	1000分の7

1. 第2種特別加入者(指定農業機械従事者等)の年度更新事務処理について

- 平成24年度の確定申告
 - 前年度より引続き継続加入した者及び平成24年度の新規・年度中途加入、脱退した者について確定し、精算を行います。
- 平成25年度の概算申告
 - 平成24年度からの継続加入者及び平成25年度の新規加入者により算定し、申告を行います。
 - なお、新規加入希望者は、特別加入に関する変更届(様式第34号の8)を、所轄監督署を経由して労働局長へ提出してください。
- 保険料
 - 特別加入者の保険料については、原則として当該特別加入期間の長短にかかわらず、1保険年度単位ごとの定額制とされていますが、保険年度の中で新たに特別加入が認められた場合及び保険年度の中で特別加入を脱退した者については、当該保険年度における特別加入期間に応じた月数分の保険料算定基礎により算定してください。

2. 年度更新申告の提出書類について

年度更新申告書 **納付書は金融機関へ(口座振替は除く)**

保険料申告書内訳

特例計算対象者内訳 **年度中途加入者・脱退者がいる場合に提出**

新年度加入者名簿(各団体の任意用紙、又は特別加入申請書別紙を利用)

なお、翌年度の給付基礎日額変更を希望する場合は、前年度中に事前の申請が可能です。特別加入者が翌年度の給付基礎日額の変更を希望するとともに年度更新期間前の労災事故について翌年度の年度当初から変更後の給付基礎日額で労災給付を受けたい場合には、前年度の3月18日～3月31日までに「給付基礎日額変更申請書」を、所轄監督署を経由して労働局長へ提出してください。

以上について、下記及び次ページ見開きの記入例を参照して作成の上、提出書類は期限内に所轄監督署又は労働局に提出し、納付書は金融機関で納付(口座振替は除く)してください。

<平成24年度確定申告>

記入例では、「特別加入者名簿」の整理番号1～5(平成24年度加入者)の5人が対象者になります。各加入者の保険料算定基礎額は、「特別加入保険料算定基礎額表」から一年間加入者1、2、4は年間額を、年度中途加入5、脱退者3については、加入月数の該当欄の金額から算出します。

次に各加入者の保険料算定基礎額を合計し、千円未満を切り捨てた金額を「保険料申告書内訳」に記入し保険料率を乗じて確定保険料を算出します。

なお、年度中途加入者、脱退者の分については、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を作成します。

<平成25年度概算申告>

記入例では、「特別加入者名簿」の整理番号1、2、4、5(平成25年度加入者)の4人が対象となり、保険料算定基礎額は年額となりますので、総計を「保険料申告書内訳」の保険料算定基礎額総計に記入し、保険料率を乗じて概算保険料を算出します。

以上により、確定、概算保険料額を年度更新申告書・納付書に転記し、今期納付額を納付書(領収済通知書)に転記します。